

愛媛大学新型コロナウイルス感染症に対するBCP

(参考) ステージイメージ	ステージ	判断基準*1		授業やサークル活動の実施方針	研究活動の実施方針	教職員の業務遂行方針*3	会議実施方針	学習・保育活動の実施方針	学内施設を利用したイベント等実施方針	
		自治体等の対応	感染状況							
			学内							学外
警戒レベル5 (Dレッド)	警戒レベル5 (Dレッド)	医療施設以外の大学施設で使用停止要請があった場合、又は大学に対する休業要請があった場合	愛媛大学の学生や教職員に多数の感染者が出現し、学内で複数のクラスターが発生している場合	全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。学生団体・サークル等の課外活動(遠征、合宿等を含む)を禁止する。	研究継続及び危険回避に関する研究活動のみを実施する。	危機対策本部長が特に必要と認めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。	愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針を参考に、大学のBCPIに準じ、休業とする。	全て禁止する。	
警戒レベル4 (レッド)	警戒レベル4 (レッド)	緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定されて外出自粛要請があり、多くの業種に休業要請がある場合	愛媛大学の学生や教職員に複数の感染者が出現し、学内で感染の連鎖が疑われる場合	原則として、全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。学生団体・サークル等の課外活動(遠征、合宿等を含む)を禁止する。	安全環境下に研究を実施する。教職員の学内施設(実験室・ゼミ室・共同利用施設等)の使用を禁止する。全ての学生の登校を禁止し、学生は自宅にて研究を実施する。	危機対策本部長が特に必要と認めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。	愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針を参考に、大学のBCPIに準じ、原則として休業とする。	全て禁止する。	
警戒レベル3 (オレンジ)	警戒レベル3 (オレンジ)	緊急事態宣言地域に指定されている場合	愛媛大学の学生や教職員に感染者が出現し、学内で感染拡大の恐れがある場合	原則として、全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。ただし、危機対策本部長(学長)が認める特例的な授業を除く。学生団体・サークル等の課外活動(遠征、合宿等を含む)を禁止する。	安全環境下に研究を実施する。教職員は、緊急性のある必要不可欠な場合のみ、学内施設が利用できる。学生は、自宅にて研究を実施する。	①教員、研究員等:教育・研究の継続に必要最小限の人員のみ出勤可とする。 ②①以外の者:業務の優先度を精査して実施するとともに、交代制勤務・テレワーク・時差出勤等を積極的に活用する。	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。ただし、危機対策本部長(学長)が認める特例的な会議を除く。	①附属学校の児童等、教職員(教育実習生等を含む、以下同じ)に感染者が出現した場合、保健所の指示に従いつつ、当該校園の学級、学年、学校園全体等の範囲を判断し、休業とする。部活動等課外活動は原則として停止する。 ②附属学校園以外の愛媛大学内に感染者が出現し、感染拡大の可能性が高い場合、感染防止の手立てを検討したうえで、休業の必要性を判断する。 ③愛媛県内で感染源が特定できない感染者が多発した場合、原則として愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針に準ずる。 ④児童等、教職員の家族等同居者に感染者が出現した場合、当該児童等、教職員の登校園を一定期間停止する。	原則禁止する。	
警戒レベル2 (イエロー)	警戒レベル2 (イエロー)	何らかの行動制限がある場合	愛媛大学の学生や教職員に感染者が出現したが、学内で感染拡大の恐れがない場合	愛媛県内での1日当り新規感染者数*2が1人程度までで増加傾向が見られない場合	安全環境下に研究を実施する。教職員は必要な研究を実施する。学生は出来る限り自宅にて研究を実施する。ただし、感染防御に十分配慮しつつ学内施設を利用することが出来る。	感染防御に配慮しつつ、業務を精査して実施する。所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤可とする。	遠隔会議又はメール会議を積極的に実施する。ただし、感染防御に配慮しつつ対面会議を実施することができる。	原則として愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針に準ずる。	危機対策本部長が認めた場合は実施することができる。	
警戒レベル1 (ライトイエロー)	警戒レベル1 (ライトイエロー)	なし	なし	愛媛県内での1日当り新規感染者数*2が1人を大きく下回る状況が3週間以上続いている場合	感染防御に配慮しつつ、研究活動を実施する。	感染防御に配慮しつつ、業務を実施する。特別な事情がある場合には、所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤可とする。	感染防御に配慮しつつ、対面会議を実施するが、遠隔会議又はメール会議を積極的に活用する。	原則として愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針に準ずる。	部局長が認めた場合は実施することができる。	
警戒準備 (クリア)	警戒準備 (クリア)	なし	なし	国内の感染がほぼ収束している場合		新しい価値観、生活様式に即して活動する。				

※ 危機対策本部長が許可した場合はこの限りでない。
*1 ステージが各判断基準で異なる場合は、原則上位のステージ判断とする。
*2 1日当り新規感染者数は過去1週間の平均新規患者数。
*3 医療関係者及び附属学校の教職員については適用範囲外。